

議案第11号

区議会提出議案に関する意見聴取
(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



5世総第519号
令和6年2月2日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案 件 名

- (1) 世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

2 案 文

別紙のとおり

3 提案議会

令和6年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和6年2月9日(金)

5 担 当

総務部総務課総務係 水芦 内線2064

議案第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 養育里親における育児休業等の取得要件を緩和する必要があるので、本案
を提出する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の第2条の2の規定により新たに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の条例で定める者となる児童を養育する者は、施行日前においても、育児休業、育児短時間勤務（職員の育児休業等に関する条例第8条第1号に規定する育児短時間勤務をいう。）及び部分休業の取得のために必要な手続を行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(施行前の準備)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第2条の2の規定により新たに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の条例で定める者となる児童を養育する者は、施行日前においても、育児休業、育児短時間勤務(職員の育児休業等に関する条例第8条第1号に規定する育児短時間勤務をいう。)及び部分休業の取得のために必要な手続を行うことができる。</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員 <u>(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u> に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p>